2006.8.1 北海道新聞

広がる「ギャンブル依存症」

心のすき間と高い賭博性要因

パチンコ、パチスロなどの賭け事をやめたくてもやめられない「ギャンブル依存症」の人の家族から、手紙や電話が生活部に相次いで寄せられている。いずれも、苦しみを訴えながら、治る道を探し求める内容。ギャンブル依存症のメカニズムや相談窓口などをあらためて取材した。（村山健）

著書に「ギャンブル依存症」（NHK出版・生活人新書）がある道立精神保健福祉センターの田辺等所長（精神科医）によると、この依存症は▽コントロール喪失―やり出したら、金がなくなるか、店が閉まるまで止まらない▽渇望―無性にやりたくて、やりたくなると、気持ちを抑えられない―というのが主な症状。世界保健機関（WHO）も病気として認定している。

こうなるまで、なぜ続けるのか。

田辺所長が指摘するのは個人の心のすき間。たとえば、自分に対する肯定感が持てない、仕事をしている自分が本当の自分ではない気がする―といった心理的な背景があって、ギャンブルにのめり込む例が多い。

二つ目は、遊技機などの高い賭博性。初心者でも大勝ちすることがある一方、賭け金は大きくなる。一回勝てば、パチンコだと数万円、パチスロは一〇万円多い数十万円になるという。

北海道遊技事業協同組合連合会（事務局・札幌）によると、道内のパチンコ店など遊技店舗数は三年間で五十四店減り、七百四十四店（昨年十二月末現在）。パチンコ台も約二万台減ったが、パチスロは逆に約一万台増えて九万八千九百台で、十万台に迫っている。

三つ目は、簡単に借金できる消費者金融のあり方。札幌市内の会社員Aさん（五十代）は五年前まで、パチンコの依存症だった。消費者金融七社から、三年間で総額四百万円を借り、年20％以上の金利を払うために、親や知人にも借金する身になった。

Aさんは「消費者金融の明細書に、ご利用可能額と書かれているのを見て、自分のお金と錯覚してしまっていた。無担保で五十万円をぽんと貸してくれた」と振り返る。

全国信用情報センター連合会（全情連）は、今年五月二十二日現在で、無担保無保証で融資を受けている個人顧客約千三百九十九万人を調べた。

それによれば、五社以上の消費者金融から借金している多重債務者は二百二十六万人に上る。

借り先が五社を超える九万人。その一人当たりの平均借入残高が二百万円余り。一方、三カ月以上返済していない債務者は約二百と、消費者金融側の審査が厳しくなるため、ヤミ金融に手を出す人もおり、多重債務者の実態はより深刻だとみられる。

消費者金融やクレジットカードの過剰利用をめぐっては、経済学と脳科学が融合した「神経経済学」で解明しようとする研究が注目されている。

早稲田大学商学部の雲間文彦教授によると、米プリンストン大の脳科学者サミュエル・マクルーア教授らは、脳の中で、慎重なアリ（理性脳）とせっかちなキリギリス（情動脳）がせめぎ合い、キリギリスが勝つと、将来の損得を考えない非合理な行動に走るとの仮説を示している。

雲間教授は自身の研究で、過剰債務者はすぐ借りられて、借入期間が短く少額なほど、我慢せずに高金利の借金をする傾向が強いことを明らかにした。

消費者金融のあり方も影響

〈読者からの手紙〉

●息子さんは二十数年前からギャンブル癖があります。七年前に、サラ金業者に一千万円を超す借金が判明し、夫が肩代わりしました。「絶対にパチンコしない」と約束しましたが、その後も裏切りの繰り返しです。夫が一番憎んでいるのは、パチンコとサラ金業者です。これらがなかったら、息子は今みたいにならなかったと何度も口にします。一からやり直してほしいです。何が何でも救いたい。

●家族のギャンブル依存症で、ここ十数年苦労しています。本人は、自分が依存症になっているという自覚がありません。「やりたくて、やっているのではない」と逃げ道をつくります。しかし、何度も繰り返す数十万円から数百万円の借金。返済しても、サラ金にお金を借り、払えなくなっては、脅しや泣き落や暴力に至る。その過程に、すっかり疲れ果てています。

自己チェックリスト

（道立精神保健福祉センター・田辺等所長作成。5個以上当てはまる人は早期治療を。3個以上なら、ギャンブルの楽しみ方を見直して）

□ギャンブルのことを考えて仕事が手につかなくなることがある。
□自由なお金があると、まずギャンブルのことが頭に浮かぶ。
□ギャンブルに行けずに、イライラすることがある。
□所持金がなくなるまで、ギャンブルを続けたことがある。
□ギャンブルを減らそう、やめようと努力したが、ダメだった。
□家族にうそをついて、しばしばギャンブルをする。
□ギャンブルの場に知人はいない方がいい。
□20万円以上の借金を5回以上した。あるいは、総額50万円以上の借金をしたことがあるのに、ギャンブルを続けている。
□支払い予定のお金を流用したり、財産を勝手に換金したりしてギャンブルに当てたことがある。
□家族に泣かれたり、固く約束させられたりしたことが2度以上ある。

〈ギャンブル依存症の相談窓口〉

■リカバリーサポート・ネットワーク
☎050・3541・6420（月―金、午前10時―午後4時）、ホームページ http://www.gamblingjapan.net/
■道立精神保健福祉センター
☎011・864・7171
■札幌こころのセンター（市立精神保健福祉センター）
☎011・622・0556